

船舶料理工士に関する省令の一部改正【参照条文】

○ 船舶料理工士に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）（抄）

（船舶料理工士の資格）

第二条 船舶料理工士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

一 二十歳以上であること。

二 船舶に乗り組んで一年以上（第三号ロに掲げる者にあつては、六月以上）専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。

三 次のいずれかに該当する者であること。

イ 船舶料理工士試験（以下「試験」という。）であつて第七条及び第八条の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録試験」という。）に合格した者

ロ 独立行政法人海員学校の司ちゆう・事務科を卒業した者

ハ 調理師、栄養士その他イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

第四条 前条の規定により船舶料理工士資格証明書の交付を申請しようとする者は、次に掲げる書類を添付又は提示して第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 船員手帳（船員手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本、記載事項証明書若しくは住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民票であつて、氏名、本籍及び生年月日を証するもの又は外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に基づく外国人登録証明書、旅券若しくは氏名、国籍及び生年月日を証する書類であつて権限のある機関が発行したもの）

二 第二条第三号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

2 船員手帳により第二条第二号に該当することを証することができないときは、これを証する書類を申請書に添付しなければならない。